

入 札 公 告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム新郡山合同庁舎ネットワーク機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年8月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

（1）件名及び数量

福島県情報通信ネットワークシステム 新郡山合同庁舎ネットワーク機器 一式
（保守等を含む。）

（2）契約内容

入札説明書及び仕様書のとおり

（3）賃貸借期間

別紙、仕様書のとおり。

（4）納入期限

別紙、仕様書のとおり。

（5）納入場所

別紙、仕様書のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）本件公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）を、令和7年9月25日（木）午後5時00分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課
電話 024-521-7136

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年8月29日（金）から同年9月25日（木）まで（土曜日、日曜日並びに同年9月15日、9月23日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までとする。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- （1）配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- （2）配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- （3）その他 入札説明書等は、福島県企画調整部企画調整課のウェブサイト（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html>）からダウンロードすることができる。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- （1）日時 令和7年10月9日（木）午後2時00分
- （2）場所 福島県庁本庁舎5階 企画調整課分室1（福島県福島市杉妻町2番16号）
- （3）その他 郵便により入札をする場合は書留郵便により行うものとし、令和7年10月7日（火）午後5時00分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- （1）入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- （2）契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、

福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。